

大正デモクラシーと山川均

——大山郁夫・吉野作造批判を中心として——

住 谷 悦 治

は し が き

デモクラシー Democracy(英)、Democratie(佛)、Demokratie(獨)は、いま民主主義という訳字が最も一般化し、すでに確定的であるかの印象を与えている。しかし、この訳字がデモクラシーの真義を正しく伝えた適訳であるかどうかという点とは憲法学者、政治学者の間では、なお疑問を残しており、例えば佐々木惣一博士のごときは敗戦後の「日本憲法論」のなかで民主主義という文字を用い、田畑忍教授は「日本憲法序説」および「憲法学」のなかで民和主義と呼んでいる。明治らしい自由民権運動を経てデモクラシーという言葉は突にさまざまな訳字において紹介され、亂述されてきたのである。幕末の坂本龍馬の政治思想を伝えたものとされている「灌論」(明治元年版)は普通選挙と民選議院の方式を述べているもので、「各々望ム処ノ人各ヲ通メシムルコト世俗入札ノ式ヲ用テ以テ衆人徳望ノ辨スル人物ヲ選ムヘシ」として政治は「入札」すなわちいまい投票、公選の方式で政治に当らしめようとしたのである。

明治政府は、事実絶対主義の性質をもつものであるが(五ヶ条誓文と政体書)、「万機公論」とか「輿論公議」という言葉を使用した。その真義は「御会議」の意味にすぎないけれども何か封建制より近代への過渡的な雰囲気を感じさせる言葉である。神田孝平は慶応四年の四月に「総代会議」という言葉を用いたり、「入札ノ法」を説いて、制憲選挙ではあるが江戸市中総代は市民が選出すべきことを提案した。加藤弘之は文久元年の「隣草」で「万民同権」、「万民同治」を唱え、明治二年「立憲政体略」には「万民共治」、「上下同治」、「万民同治」を論じ、大久保利通は明治八年の伊藤博文への書簡のなかで「民主政治」という言葉を「君主政治」という言葉と対置している。中根重一は明治十六年ブルンチエリの「政治学」の訳書に「民主政治」、「民主政体」、「民主政党」の語を用い、馬場辰猪はデモクラシーをば「民意

政治」と呼んでいるし、徳富蘇峰や幸徳秋水は「平民主義」という言葉をさかんに使用しているが、平民主義という造語は蘇峰の創めたものであることを蘇峰みづから、ある公開の席で私の質問にたいして確答した。蘇峰の弟子人見一太郎は明治二十二年にブライスの著書「平民政治」の表題のもとに公刊した。酒井雄三郎は名著「排曲学論」のなかで「民主政治」を論じ、酒井に排撃された都筑啓六博士はデモクラシーを「民政」と呼んだ。

小野塚喜平次博士の「政治学大綱」(上下、明治三十六年)は日本に科学としての政治学の樹立を示したといわれるが、デモクラシー政治を「衆民政治」、その政策を「衆民政策」、その趨勢をば「衆民的方向」といつた。吉野作造博士は「民本主義」という言葉を使用した。それは特殊の意味をもっていることは本論のとおりである。民本主義は大正初期に上杉真吉博士が評論家茅原華山の造語らしい。新渡戸稲造博士は「平等論」、「公平主義」、「民衆政治」などをデモクラシーにあてている。このように数えあげるとまだいろいろの訳字が使用されているに違いないが、ここでは一応「民主主義」というように理解し、吉野作造博士の「民本主義」なるものが大正デモクラシーとしていかなる意義をもつていたか、山川均氏がそれどのように解剖し批判したかを主として述べて大正デモクラシーの一斑を考えてみたいと思う。

一

わが国におけるデモクラシー論史を語るものは、ほとんど吉野作造博士の大正五年一月の「中央公論」誌上に発表した憲政論——「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」並びに大正七年一月の「中央公論」誌上に公にされた「民本主義の意義を説いて再

び憲政有終の美を濟すの途を論ず」という二つの論文を掲げる。それが大正デモクラシーの基本的文獻であることには違いないであろうけれども、思想的には、明治二十五年における酒井雄三郎氏の「排曲學論」および明治三十六年小野塚善平次博士の「政治學大綱」におけるデモクラシー論を無視することは許されない。また大正デモクラシー論においては佐々木惣一博士の「立憲非立憲」(大正七年)の意義を高く評価すべきであろう。しかし大正デモクラシーがジャーナリズムに脚光を浴びて登場したさいには吉野作造、大山郁夫、福田徳三、室伏高信、北吟吉、長谷川万次郎諸氏の評論が著しく影響力があったと思われるのである。そしてそれらのデモクラシー論におけるいわゆるチャンピオンはそれぞれの理論的な哲学的な立場において論述し主張し、大正デモクラシーはこの意味からしてこぶる多彩を極めたものであるが、そうしたデモクラシー論のチャンピオンの主張が大正初期に殆んど当然の正論として大体において承認されているかの印象を受けたとき、突如として山川氏がそれら学者・評論家のデモクラシー論の内容がそれぞれ誤謬や矛盾や偏見に満ちたものとして、社会主義の立場から駁論したことは評壇における一つの清涼剤のごとき感を与えた。山川氏は大正六年二月にまず大山郁夫氏のデモクラシー論を、ついで大正七年に吉野作造博士の有名な「中央公論」の論文を、さらに同年に北吟吉、室伏高信両氏のデモクラシー論を痛烈に批判した。大正六年といえは山川氏三十七歳(一八八〇年生、大正六年は一九一七年)のときのことである。山川氏の批判を詳細に紹介することはこの短文によっては不可能なことではあるが、その一斑をもって全貌を窺うことができれば幸いである。彼はまず大山氏のデモクラシー理論の批判に立った。

(A) 大山氏の「国家生活と共同生活」(「新小説」大正六年二月)におけるデモクラシー論の哲學的基礎について批判している。

大山氏は一般の「部分あつての全体あり全体あつて部分あり」という論者に比べると、社会的事実を其の有りの儘に見ることに對して遙かに真摯、遙かに大胆であり、個人主義と國家主義とは調和し一致すべきものであるというような(全体主義)論者とは異つて「國家は見方に依つては統一せる単一体であるが、見方に依つては幾多の闘争群より成れる複合体である」と言つてゐるのはよるしい。個人と國家との間にこのような矛盾のあることを承認し、「自然界は合理の世界であつて、人間界は此合理を絶した不合理の行われる世界である。仮令ば、不適者の種が社会から絶滅されるに任ずのは生物學上の合理であるが、社会風教の必要は、是等の不適者をも保護するの不合理を要求する。生物的必要は自然の合理なるが如く合理であるが、その結果は闘争性を産み、野蛮時代の生存競争となり開化時代の個人主義となつた。そして人間の心靈的必要は社交性を産み、遠き昔の石器時代より現今の科學的文明時代に至るまで、種族、部落、民族、國家の如き共同生活団体の結束力となつたものである。山川氏は大山理論の前提を分析して、このような大山氏の哲學は、自然界の合理に對して人間界の不合理を打克たしめるように、人間社会における倫理的要素である心靈の必要をして、力の關係たる生物的必要に打克たしめることを吾々に要求する。したがつて大山氏に従えば、國家なる統一的単体としての面目及び勢力を維持する所以は………概括して言う時は、(一)同類意識及び、(二)共同利害觀念、というこの二大綱目に要約することができる。この二大綱目の上に、大山氏は民主主義を展開しているように見える、とい

う。そして大山氏の見解——「眞の挙国一致は國民の共同利害の痛切なる意識より進出するものであって、共同利害の痛切なる意識は國民が参政権の普及に依つて國家経営上の共同責任を負担した後に出てくるものであることを信じ、敢て國家の生物的必要の下位に置き、少くとも内政の範圍内に於て力の關係を倫理的關係に服属せしむべきことを主張し、同時に反動的政思想家に抗争せんとするものである」——というのを引用し、この政治哲学に根拠する大山氏のデモクラシー論の性格の批判を展開する。山川氏の鋭さは、大山氏のこの挙国一致論を捉え、「常に官僚主義者の爲めに、屢々濫用し悪用せられて居る挙国一致論をもつて、すなわちこの敵（官僚政治家）の城壁の上にデモクラシーを打建てられた其の武者振りを壯とするものである」とし、一応、大山氏の挙国一致論の政治論的意義を指摘し、つづいて大山氏がその挙国一致論より導き出したデモクラシーの危険性を批判したことにある。まことに鮮かであるといえよう。「大山氏に従へば、労働者若くは社会主義者が予備的施設として要求して居る工場法、労働者傷害賠償法、労働者保険法、養老年金法の如きは、人類社会が生物的必要以外に、猶ほ心靈的必要の衝動に刺戟せられて進み來つた道程を標識する一里塚であるし、普通選挙制の採用の如きも、政治界に於ける不平等の平等化の事実の一端であつて、國家の進歩向上の標識となるものである。……としてさらに大山氏によれば國家は人間の社会生活の一形相であり、人間の社会生活に尚ほ將來の進歩が約束せられて居るとすれば、それは或る国土と或る国土とが生物的必要の關係の上に立つ現在の實際關係を超越したものでなくてはならない。」単に人間社会生活の一形相であるにすぎない國家は、進んで「超國家的の社会生活を暗

示する」ということになるとして、皮肉的批判をしている（「社会主義の立場から」六頁——七頁）。

ではさらに人間の社会生活を生物的必要と心靈的必要との二元に分つた大山哲学から擲出された挙国一致とデモクラシーとの間には果して如何なる關係があるか。「大山氏は挙国一致の上にデモクラシーを建て國民の共同利害の痛切なる意図の上に挙国一致を建てようとする。所が大山氏に従えば、同類意識及び共同利害觀念の二大綱の中でも、同類意識は共同利害觀念よりも、多くの場合に於ては心靈的必要の衝動に迫らるることが多い爲め、團結生存の基礎として遙かに頼母しいものである。即ち血統上の同類意識の上に立つ民族や、信仰上の同類意識の上に立つ教会の結合力は、単に物質的共同利害觀念の下に糾合せられた職業組合や國際聯盟よりも遙かに強靱である」と。大山氏の理論それ自体の結論が反動性に共通する危険性を含むものとして、血統上の同類意識と、信仰上の同類意識という点を摘出し、対照せしめたことは山川氏の眼光の鋭さを示すものである。というのはそれは大山デモクラシー理論の矛盾と破綻とを明示することになるからである。どうしてであるか。「大山氏に従へば、日本は共同利害觀念以上に頼母しき、共同利害觀念以上に強靱な、共同利害觀念以上により心靈的衝動に迫られる事の多いより高尚なる同類意識の十分を持合せて居るではないか。」大山デモクラシーの理論としての危険性は、「大山氏が抗争を宣言せられて居る反動的政思想家こそは、疾くの背に大和民族の同類意識を強調して、其の上に挙国一致を安置して居るではないか。彼等は物質的利害觀念に依つて動いて居る政学者流の要求を排して、共同利害觀念に動いている民衆労働者の主張を卻けて、敢然として此の同

類意識を基礎とする挙国一致を強要して居るのではないか！」（同書九頁）と。大山理論が挙国一致や同類意識の強靱性を採りあげたことは、大山氏の進歩的なよき意図をもって立ち向わんとしている敵の反動政治思想が常識的に本能的に言いはやしまつた考えと共通一致してしまつてはないか。大山理論はグラツツいて居るのではないか。山川氏はこう指摘しているのである。「大山氏のデモクラシーの基礎は此の一事で既にグラツツいて居る。大山氏がデモクラシーの基礎を、所謂生物的必要の上に乗めないで、所謂心靈的必要の上に置いたのは、折角堅固な首石を築いて、態々デモクラシーを砂の上に建て替へられたものである」（同書、一〇頁）という。まことに尤もな、なかなか辛辣の批判であるといわねばなるまい。

山川氏はさらに大山理論に追求の手をゆるめないう。「斯くて、大山氏がデモクラシーの礎として選ばれたる『共同利害觀念の痛切なる意識』の上に立つ挙国一致は、大山氏に従へば共同利害觀念以上に心靈的である所の、他の結束力の上に立つ挙国一致と相衝突してグラツツいて居るではないか。此の意味に於て、民主主義者の挙国一致論よりも、頭から共同利害觀念などを無視して掛つて居る『反動政治思想家』の挙国一致論の方が、一層遙かに徹底して居るではないか」（同書、十四頁）と精烈なことを言っている。まことに山川氏の批判は整然たる論理で一貫して居るのである。「共同利害觀念を基礎とする挙国一致論と、挙国一致論の上に立つデモクラシーとは、勢い國家は其内に何等の著しい利害關係の分裂のない、渾然たる一個の共同生活体であるという予想の上に立たなければならぬ。然るに國家が必ずしも『簡單純一なる単体』でないこと、其内部の階級と階級との物質的利害の衝突の存すること、従つて

また世界観乃至文明観の相異の在ることとは、大山氏の認容せられる所である。唯だ大山氏に従えば、是等の矛盾に打勝つて『國家統一力』が完全に維持せられるのは、同類意識及び共同利害觀念を以て分子の主張、要求、行動を制馭、拘束、緩和して行くからである。けれども國家の内部に起つて居る階級と階級との分裂対立そのものが、即ち共同利害觀念そのものの結果ではないか。共同利害觀念の痛切なる意識として茲に階級の自覚が起り、階級の鬭争が起つて居るとしたならば、大山氏は如何なる『共同利害觀念』を何処から呼び來つて之を統一しようとするのであるか」（同書、十三頁）。まことにその通りで、大山理論はその中に含む矛盾を明確に指摘されたといえよう。

一步譲つて山川氏はいふ。「或は大山氏は、階級的利害よりもモット大きな、そして強烈な共同利害觀念がある、そして之によつて利害の相反した階級をも統一し得ると云はれたかも知れない。けれども此場合に於ては、分裂と鬭争に導く力も、また是等の分子を結合し統一する力も、共に均しく共同利害觀念ではないか。均しく共同利害觀念であるすれば、特に其の一つを心靈的必要であり倫理關係であるとするの理由は何処にあるか。そして他の一つを生物的必要であり力の關係であるとして、当然前者に隷属すべきものと断するの理由は何処にあるか」（同書、一五頁）と条理をつくしてつめよつて居る。大山氏もこれには弁駁が困難であらう。その虚を突いた山川氏の結論は精烈を極めて居る。

「大山氏が同類意識及び共同利害觀念を以て分子の主張、要求、行動を制馭、拘束、緩和し、全体の幸福のために生物的必要を心靈的必要の下位に置く」と主張する時に、生物的必要を心靈的必要の下

位に置くということは、換言すれば一つの利害関係を他の利害関係に隷属せしめよということになる。一つの階級の利害を、国家の名によって傲然として民衆に臨むところの他の階級の利害に隷属せしめよということになる。デモクラシーは権力階級の代弁者たらんとするのであるか」(同頁)と。間髪を容れざる迫力ある追求であり、進歩的と言われた大正デモクラシーのいわゆるチャンピオンたる大山理論は、社会主義者山川氏の批判に堪えない矛盾と危険性を帯びているものとして暴露されたのである。かくて山川氏の凱歌はつきのごとくである。「国家の利益の為に、国権の伸張の為に、国威の発揚の為に、一切の個人的階級的利害を節制せよとは、デモクラシーのチャムピオンたる大山氏を煩はす迄もなく、大山氏の所謂『反動的政治思想家』によって疾くの昔から、然かもより力強く、より徹底的に教へられて居るではないか。吾々は官僚主義者によって十分に教へられて居ることを、今更デモクラシーの教師によって復習させられるのであろうか」(同書、一六頁)と。ここで大正デモクラシーの一つの異彩の意義を知るとともに、それを批判して論壇に立った颯爽たる若き山川氏の雄姿が偲ばれるのである。

二

(B) 吉野作造博士の「民本主義の意義を説いて再び憲政有終の美を濟すの途を論ず」(大正七年一月)のデモクラシー論の批判は、山川氏によって大正七年三月、「民本主義の煩悶」なる題名のもとに公けにされた。山川氏は吉野作造博士批判にさいして、その冒頭に次ぎの警句をもって開始した。「空氣は之を圧搾すれば液体となる如く、民主主義は之を圧迫すれば民本主義となる」(「社会主義

の立場から」二五頁)と。

吉野博士のデモクラシー論は大正デモクラシー論の白眉であるのみでなく、恐らくわが國のデモクラシー思想史上の最も重要な文献であろう。その第一は大正五年一月の「中央公論」誌上に、その第二は大正七年一月の「中央公論」誌上に公けにされた。山川氏の批判の対象となったものはその第二の論文である。というのは、この第二論文は、吉野博士自身が第一の論文を書いた「當時は思想も熟せず、且つ匆卒の間に稿を起したものであって、今日より見れば固より憚らぬ節の甚だ多いことを認めたものであり、この第二の論は「更に精思攻究をつづけ」「自ら退いて最も細密の工夫を遂げ」た結果であるという論文であるがためである。同時に山川氏の批判もまた吉野デモクラシーの「正体を明かにすべき、今は絶好の機会である」と意気込んだところの批判であった。では吉野デモクラシー論は山川氏によって如何に分析され批判されたであらうか。

(註) 吉野博士は「民本主義」という文字を如何に巧んで使用したか。その第一論文に「憲政の精神的根柢は民本主義」という一節にこのように書いている。「民本主義」という文字は、日本語としては極めて新しい用語である。従来は民主主義という語を以て普通に唱へられて居つたようだ。時としては又民衆主義とか、平民主義とか呼ばれたこともある。然し民主主義といへば、社会民主党などという場合に於けるが如く「國家の主權は人民にあり」という危険な学説と混同され易い。又平民主義といへば、平民と貴族とを対立せしめ、貴族を敵にして平民に味方するの意味に誤解せらるゝの恐れがある。獨り民衆主義の文字は以上の如き欠点はないけれども、民衆を「重んずる」という意味があらはれない嫌がある。我々が視て以て憲政の根柢と爲すところのものは、政治上一般民衆を重んじ、其間に貴賤上下の別を立てず、而かも國体の君主制たるを兵制制たるを問はず、普く通用する所の主義たるが故に、民本主義という比較的新しい用語が一番適當であるかと思ふ」(「中央公論」大正五年一月

号、三七—三八頁)。吉野博士は「西洋では此観念を表はすに、デモクラシーの文字を以てして居る。民本主義は即ち此語の漢訳である」(同、三八頁)。とつて居るが思うに山川氏の、吉野博士の唱える「民本主義」にたいする此判は、要するに「民本主義」というデモクラシーは、眞のデモクラシーに値しない矛盾と曖昧の意識しかないことを明かにしたものと見えよう。大正デモクラシーは、「民本主義の煩悶」という歴史的な、特殊な姿を現したというわけである。

幾百年間の屈從に馴らされた人民の心理の「物理的法則」によつて、民主主義は民本主義となつた。山川氏はいう。「如何なる政治学者の、如何なる理屈によつて着色されようとも、歴史的に見れば民本主義という用語が、民主主義に対する国体論上の襲撃に應ずる保護色として、一部の政論家によつて用いられたことは否むことのできない事實である。そして斯くの如き歴史的意義をもつた民本主義という言葉を拾い上げて、是に政治史と政治学上の支柱を与へたものは吉野作造博士である」といつて、前述のような一定の根拠から吉野博士第二の論文を批判の対象とした。

「吉野博士によると、デモクラシーという一語の中には、『主権の所在に関する説明』としてのデモクラシーと、『主権運用の方法に関する説明』としてのデモクラシーとの二つの意義が含まれて居る。更に直截に云へば、主権は主君に在るか人民に在るかということと、其主権が何人によつて如何のように運用せられるか、ということである。そして第一の意味に於てのデモクラシーは、主権は人民にありと説明する。『人民の、人民によつての、人民の爲めの政治』というリンコルの定義を当筈めれば、第一の意味でのデモクラシーは人民の政治を主張し吉野氏に従へば説明しするものであつて、第二の意味でのデモクラシーは、人民に依つて運用せられ、人民の

爲めに運用せられる政治の主張乃至は説明である。そしてデモクラシーという言葉によつて表はされる此二つの意味は、博士に従へば何等の必然的の關係もない『明白に異りたる二つの観念』である。そこで科学的精密の要求に従つて、第一の意味に於いてのデモクラシーを民主主義と名づけ、第二の意味に於いてのデモクラシーを民本主義と名づけられた」(同書、二七—二八頁)と。山川氏の批判の措辭は皮肉であるが、前提の分析は極めて明快であり、この冒頭の分析のうちに吉野デモクラシーの理論的矛盾も、曖昧もつづいて指摘し展開しようとする、伏線の意義があるといえよう。

リンコルの *government of the people, by the people, for the people* という定義のうちには明らかに民主民本の両観念を包含しているのであるから、民主国の人民にとつては「予は民本主義者であつて、民主主義者ではない」と弁明する必要がない。民主国の人民にとつては、民主主義の一個の分つ可らざる全一の観念であつた。ところが「仁徳天皇の昔から民本主義の行はれて居る筈の日本に這入つてくると、茲に初めて、吉野博士の如き科学的政治学者の前後二ケ年間の『精思攻究』と『細密の工夫』とを煩はして、全然何等の關係もない二つの観念として、二つの術語によつて言ひ表はすの必要に迫られたのである」と言つて辛辣な皮肉によつて、「圧搾される液体」の歴史的姿を明らな分析の電燈によつて照明する。山川批判によれば「斯くてデモクラシーは、主権の所在に関する民主主義と、主権の運用に関する民本主義との、二つの主義となつた。然るに吉野博士に従へば、日本の憲法は明白に、天皇主権説を取るものであるから、固より民主主義を容るべき余地はない」(第一論文の所説)、と論じているのであるから吉野科学的政治学は

「現行憲法に照して真理と否との検定をするものである」と軽く擲
擲している。そして次ぎのように決定的な批判をする。「人民が最
終の主権者であることを認めない『人民によって、人民の為めの
政治』なるものは、君主から人民に与へられたる恩恵的の善政とし
てはあり得るが、人民の主張としてはあり得ないものである。何故
ならば『人民によって、人民の為めの政治』を、人民自から主張
し、人民自から要求することは、政治の最終目的を決定する最終の
権利が、人民に在ることを前提として初めてあり得ることだからで
ある」と。まことに明快な批判であり論理的な所論であるといえよ
う。「従って主権の運用に関する民本的主張は、主権の所在に關
する民主的の解釈を土台として初めて成り立つものである。茲に於
てか、民本主義は進んで主権論に触れるか、退いて一片の善政主義
に終らなければならぬ羽目に立つて居る。言葉を換へて言へば、
人民の主張としての民本主義は、畢竟民主主義に到達するものであ
る。」(同書、三三頁)と。よく吉野民本主義にデモクラシーの矛
盾を指摘しているといえよう。

つぎに、デモクラシーをば民主・民本の二つの觀念において理解
する吉野デモクラシーにおいて、デモクラシーの主張が、言いかえ
れば民本主義の主張が、参政権の主張となつてゐるということによ
つてその吉野理論の本質が示されてゐる。

「吉野博士は、デモクラシーを主権の所在に關する説明たる民主
主義と、主権の運用に關する説明たる民本主義との二つに分類し、
前者を承て後者を主張せられると同時に、主権の運用に關する民
本主義そのものも、其二つの内容として、主権運用の目的に關する主
張と、此目的を達すべき主権運用の方法との二つの要素を包含して

いることを述べた」が、「民本主義の二つの内容として挙げられた
要素こそ、それが却つて吉野博士の科学的政治学の純潔に異化する
ものであった」という。何故ならば「主権運用の目的は、人民によ
つて、人民の為めの政治にありということが、人民自からの主
張となるには、政治の最終決定権が人民にありという前提を認め
なければならぬ。民本主義は民主主義に到らねばならぬからであ
る。」(同書、三三頁)と。

吉野博士における主権の運用ということは一「つは政權の運用に
よつて達せんとする目的に關する或る主義であり、他は政治の目的
を最も有効に達し得べき政權運用の方法に關する或る主義である」。
「前者は政治の實質的目的に關する主義であり、後者は政治の形式
的組織に關する主義である」。そして博士によれば近代政治に必要
なことは、「一般人民の自由をば少数者の抑圧から解放すること
であり、従つて『個人自由の尊重』は實に民本主義の要求する政治
の實質的目的である。その個人自由という考を抽象的の境界から
實質的の境界に引卸せば『最大多数の自由幸福』を函するという事にな
る」。「ここにおいてか『最大多数の自由幸福』はやがて民本主義
の主張する政治の實質的目的となつたのである」と解説的な批判す
る「斯くてデモクラシーは民本主義となり、民本主義は更に『自由
を主張する』『政治上の原則』とまで成り果てた」という。という
意味は、自由を主張するの政治主義は、吉野博士の承認するように
「之を絶対の原則なりと考ふるならば、ここに始めて所謂民本主義
は結局に於いて遂に民主主義に落ち行かざるを得ないことになる」
から、民主主義に落ち行かざる民本主義の限度にとどめるといふこ
とになる。

それは「相対的の価値のみを有する政治主義となつた」わけであり「民主主義と名づける悪友と手を切つて」、「民主主義は、ただ主権運用の目的に関する主張、即ち『最大多数の自由と幸福』の主張において、その生命を保ち」、「不純な悪友を民主主義から絶縁」することによって、自由を主張する政治上の原則となつてしまつたというのである。

つぎに右の「政治の目的を最も有効に達し得べき政権運用の方法に関する民主主義」、云い換えれば「政治の形式的組織に関する民主主義」についてみるならば、政治の目的についての民主主義は絶対の原則ではなく、ただ政治の目的を最も有効に達すべき方法についての民主主義である。というのは「吉野博士に從へば、個人自由主義の反立である国家主義の勃興の結果として、個人自由は最早や絶対の原則ではなくて、国家主義と同等若くは其れ以下の相対的価値をしか持たない相対的の原則となつた」からである。そういう相対的目的、政治の目的を最も有効に達すべき手段、即ち政治の形式は何であるか、といへば「吉野博士は言下にそれは民意の尊重であり、そして民意の尊重を体现する方法は参政権の拡張であると答へられる」（同書、三九頁）。そして博士は、「政権の運用に關しては、終局に於て民意を尊重せざるべからず、民意尊重の原則の上に政治の制度を建てなければならぬ」といふ主義があらはれて来る」と。そして吉野博士によれば、之が即ち純なる民主主義である。また此最後の意味での民主主義が、唯一の絶対の価値ある政治上の原則であるということになる。しかし山川批判によると、「吉野博士によれば、政治学とは人間の政治生活の原則を論定する学問ではなくて、現行憲法を永久既定の事実として其処から出発するもので

ある」から、民主主義が吉野博士によつて、唯一絶対的の価値ある政治上の原則であるといわれたとしても、「この絶対的という言葉は、絶対的の意味に誤解してはならない」と皮肉を交えつつ、「民意の尊重——民主主義——が絶対的の原則であるのは、それが国家主義にも貴族主義にも、政策遂行の最も便利な手段である場合のことであつて、例へば或る国では官僚主義の遂行の上に民意の尊重を不便とする場合があつたとしたならば、少くとも其國に於ては、民主主義は民意の尊重を政治上の絶対的の原則として主張するの権利はない筈である。民意の尊重は為政者の便宜上、上から与へられるものであつて、下から要求し主張すべきものではない。従つて民意の尊重を実現すべき参政権の拡張も、与えらるべきものであつて主張すべき筈のものではない」（同書、四〇頁）ということになる。山川氏の措辭は皮肉ではあるが、批判の論理は焦点を外れていない。これによつて、吉野デモクラシー論は、「主権の所在に關する説明」たる民主主義と手を切つて、「主権運用の方法に關する説明」たる民主主義になつてから、遂に選挙権の拡張、而もそれは人民の当然の要求としてではなく、為政者が其国家主義乃至は軍国主義的政策の遂行に最も便宜と認めた時に、政府案として提出せられる意味での選挙権の拡張に変化するまでの経路を知ることができた。

——「政治学とは、人間の政治生活の原則を論定する学問ではなく現行憲法を永久既定の事実として其処から出発するものである。故に科学的政治学は國家組織に対しては無論のこと、現行憲法に対しても寸毫の疑を挿んではならない。現行憲法に反したる政治生活を考へることすらも、許すべからざる科学的政治学の異端である。これが吉野政治学理論におけるデモクラシー——民主主義であるから

かくて、山川氏の分析と批判によれば、「絶対的の価値に於ける吉野氏の民本主義は、第一、絶対的の原則でないこと、第二、人民の当然の権利としての主張ではないことを記憶しなければならぬ。」(同書、四二頁)そして「吉野博士は、氏の所謂民本主義の要塞を敵の襲撃から防禦するために、先ず民主主義との間に鉄条網を張った。それでも尚ほ安全でないことを見た博士は、次には政治的目的に關する民本主義との間に壘壕を掘った。そして最後にデモクラシーの代りに選挙権擴張の旗印を立てた。而も其参政権の擴張は人民の当然の権利としての主張又は要求ではなくて、主権者が其の把握する政治的目的を最も容易に遂行し得べき方便としての参政権賦与である。何故ならば、人民の参政権要求の権利を認めることは、やがて人民に主権運用の目的、即ち政治的目的を決定するの権利を認めることとなり、主権運用の目的を決定する最終の權威を人民に置くことは、やがて主権の所在を人民に置くことである。斯くて選挙権擴張論の民本主義は、主権の所在に關する民主主義にまで逆戻りするからである。主権論は科学的政治学の鬼門でめることを忘れてはならぬ。」(同書、四二頁)。まことに辛辣を極めた批判的論理の展開であり、これによって大正デモクラシーの花形としての吉野民本主義のデモクラシーの本質とその理論としての矛盾と曖昧は明るみに摘み出されたわけであり、山川氏が大正デモクラシー論の波瀾のうちにあって立った批判的意義を窺い知ることがができる。

山川氏の吉野博士批判はなお詳細なものであるが、最後に、一、二痛烈な皮肉と揶揄とを掲げて当時の論壇の姿の一斑をみよう。吉野博士が「君主は其有する法律上の地位を軽々しく利用せず、大抵のことは人民に任せて置くという所に、一種の趣きがある……」という一節を引用し、「民本主義とは即ち此の趣きを玩味する風流の一種である。校長は校則によって何時でも生徒を処罰し、生徒を強

制することができないのではない。そして實際賑々やるのである。ただ斯くの如くすることが、学校政治の上に得策でない時にだけやらないのである。そして之が吉野博士の民本主義である。」(同書、四四一四五頁)、と。また、「吉野博士は、政治的目的に關する民本主義が政治の組織に關する民本主義に変化した経路を語られて居るが、然らば民主主義が何故に民本主義に変わったかに就いては、日本の憲法は民主主義を容るるの余地なしということの外に、博士は何等の説明をも与へられて居ない。けれども、民主主義が何故に民本主義に変わったかは、第一の民本主義が何故に第二の民本主義に変わったかよりも、一層根本的にして一層重大なる問題である。博士は一頭の豚を指して、之れ一匹の豚ではなくて肉と脂肪との、何等の關係なき二つの觀念である。脂肪は日本人の貧弱なる胃腸に適應するが故に豚に非ずというの類である。何ぞ知らん、豚の特色は却て博士の榮てられた脂肪にある。」(同書、四七頁)。博士の避けた主権の所在の問題こそ、民主主義の、デモクラシーの特色が懸っているである。

(附記) 大正デモクラシーの特質を知るためには、さらに憲法高僧、北詰吉、福田徳三、佐々木惣一、長谷川萬次郎諸氏のデモクラシー論を述べねばならぬのである。ここでは、そのうち、とくに論壇の注目となつたと思惟される大山郁夫、吉野作造兩氏の見解とこれに対する山川氏の批判の概要を復つて、大正デモクラシー論を顧みたい。なお山川氏のデモクラシーの正確の見解ともいうべきものは、もちろんプロレタリア・デモクラシーとも呼べるべきものであり、これについては、山川氏がカール・カウツキーの「デモクラシーとプロレタリア獨裁」論を紹介し、批判しカウツキーのデモクラシー論がレーニンのみならず革命の理論と実践に對して、如何に修正派であるかを指摘した一論に就いての考察がある。山川均著「敵陣を俯瞰して」がそれであるが、わたたくしはこれについて同志社大学の「キリスト教社会問題研究会」の「山川均と大正デモクラシー」を中心としたシンポジウムのさい、その大要についても紹介した。紙幅の都合上、これらのすべは他日に譲ることとする。

(昭和三年、一〇、三〇)